

軽自動車税の減免についてのお知らせ

生活保護法の規定による扶助を受けるかたが所有し、かつ運転する軽自動車等につきましては、申請により軽自動車税の減免が受けられます。同封の「軽自動車税減免申請書」に必要事項を記入し、下記期限までに提出してください。

なお、期限まで提出されない場合は税の減免は受けられませんのでご注意ください。

※減免を受ける場合、申請は毎年必要になります。

記

提出期限 令和8年5月29日（金）（納期限前日）

提出先 大河原町税務課 課税係（役場1階 ⑧番窓口）

提出書類 ①減免申請書（必要事項を記入したもの。）
②申請者のマイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード
③令和8年度軽自動車税納税通知書
※納付せず持参してください。納付した場合は減免を受けられません。
④ 運転するかたの運転免許証の写し
⑤ 生活保護受給証の写し

〒989-1295	宮城県柴田郡大河原町字新南19
担当	大河原町税務課課税係（内線 131・132）
電話	0224-53-2113 FAX 0224-53-3818